

表 移行期間後のEUからの輸入手続きに関する緩和装置の概要

実施時期	内容
2021年 1月～	<ul style="list-style-type: none"> ○EUからグレートブリテン島に輸入される物品について、歳入関税庁(HMRC)宛ての税関申告を、最長6か月猶予。 ○関税の支払いは、申告提出まで繰り延べ可。 ○安全セキュリティ申告と呼ばれる電子搬入略式申告は、全品目で6か月間不要。 ○輸入VAT支払いに関する手続きは、別途行う必要あり。 ○タバコ、有害化学物質等の規制品の輸入では、EU域外からの輸入と同様に、正規の輸入申告が必要。 ○生きた動物や高リスク植物等の輸入では、事前通知と衛生関連書類の提出が必要。書類確認は遠隔で行い、高リスク物品の実地検査は搬送先または他の認可された場所で行う。
4月～	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての動物性製品と植物で、事前通知と衛生関連書類の提出が必要。
7月～	<ul style="list-style-type: none"> ○全品目で、輸入申告、関税支払い、安全セキュリティ申告と呼ばれる電子搬入略式申告が必要に。 ○動植物検疫(SPS)対象品目では、実地検査とサンプル検査の頻度を増加。

(注) 北アイルランド・アイルランド間、北アイルランド・グレートブリテン島間の取引には適用されない。

(出所) 英国政府